

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十一号

平成二十二年
八月二十日

金 曜 日

目 次

規 則

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年八月二十日

山梨県知事

横 内 正 明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の前に次の一号を加える。

一 世界遺産推進課

対外調整室

別表第一の三の表情報産業振興室の項の前に次のように加える。

対外調整室

富士山世界文化遺産登録の推進に係る関係機関等との調整等に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番